

公 告

令和7年度海外旅行会社へのセールス活動支援事業について、企画提案書の提出を求めるので次のとおり公示する。

令和7年10月1日

福井県知事 杉本 達治

1 目的

北陸新幹線開業により海外からの県内入込者数が増加し、観光事業者のインバウンドに期待する声が高まっている。一方、海外旅行会社と県内事業者の結びつきが弱く、さらにインバウンドを増やしていくためには、事業者が海外に出向き現地旅行会社と直接商談する必要がある。

今後、インバウンド誘客に積極的な事業者の成功事例をつくり、県内事業者へその成功事例を横展開していくため、今年4月から小松空港に直行便が就航している香港において、官民一体となって海外旅行会社へのセールス活動を行う。

2 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務の名称

海外旅行会社へのセールス活動支援事業

(2) 業務の内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

委託料として、9,050,000円（消費税等諸税を含む）を上限とする。なお、この事業において必要となる助成金および振込手数料は別途交付する。

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 参加資格

次の要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 応募資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(3) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査会の終了時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

(4) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(6) 福井県内に本店、支店または営業所等を有していること。

(7) 仕様書に記載している業務に精通し、類似の業務実績を有すること。

(8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

4 スケジュール

本募集等にかかるスケジュールは次のとおり。

内容	日付	対応様式	提出方法
企画提案募集開始	10月1日（水）	—	—
質問票提出期限	10月8日（水）	様式3	電子メール
参加申込書提出期限	10月10日（金）	様式1	電子メール
企画提案書提出期限	10月17日（金）	様式2	電子メール
書面審査	10月20日（月）～22日（水）	—	—

5 参加資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し参加資格の認定を受けなければならない。

（1）提出書類

- ア プロポーザル参加申込書（様式1）
- イ 福井県競争入札参加資格決定通知書の写し
競争入札参加資格を保有していない場合は、競争入札参加資格審査申請書（受付印を押したもの）の写し、または受付確認メールの写し（電子申請システムで行った場合）
- ウ 過去2年以内の類似事業の契約書の写し
- エ 直近の決算書類（様式任意）

（2）受付期間

令和7年10月10日（金）17時まで（日本時間）

（3）提出方法

下記（4）あてに電子メールで送付すること。なお、参加申込書を提出された事業者に対して受理した旨の電子メールをするため、提出後に連絡がない場合は電話で確認をとること。

（4）送付先

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当：斉藤、谷嶋、牧野

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

6 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、令和7年10月14日（火）目途に結果をメールにて通知する。参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさないと判断した理由も含めてメールにて通知する。

7 企画提案書の提出手続

（1）提出書類

企画提案書（A4サイズ※縦横は問わない。） ・企画提案書の鑑（様式2） ・提案者の概要（組織体制、事業内容等） ・企画提案内容 ※10（2）評価項目および仕様書に沿って作成。	1部
経費見積書 ・内訳および見積総額 ※委託料以外に助成金10,000,000円および振込手数料も含むこと。 ただし、総額は19,068,000円を超えないものとする。 ※不課税取引（海外で発生する業務は税込表記のみ）と課税取引が分かる内訳で記載し、円建てで作成すること。為替変動による契約金額変更はしない。 ※仕様書に記載の事項以外は人件費、通信費等の活動に係るすべての費用を含む。	1部

（2）提出部数

PDFデータを下記（4）あてに電子メールで提出すること。

(3) 提出期限

令和7年10月17日(金) 17時(日本時間)

(4) 提出先

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当：斉藤、谷嶋、牧野

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

8 企画提案書の提出辞退

参加資格の認定手続き等に要する書類の提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を企画提案書の提出期限までに電子メールで提出すること。

なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはいししない。

9 公告業務に関する質問事項

(1) 質問の受付

公告業務に関する質問事項については、質問票(様式3)により、令和7年10月8日(水) 17時(日本時間)までに電子メールで提出すること。

(2) 提出先

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当：斉藤、谷嶋、牧野

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp

(3) 回答予定日

令和7年10月10日(金) 17時(日本時間)まで

※質問事項が多数ある場合は、別途電子メールで新たな回答日を通知する。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問者および参加申込者全員に対して電子メールで回答する。

10 企画提案書等の審査および結果の公表

(1) 審査方法

提出された企画提案書および見積書(以下、「企画提案書等」という。)について、令和7年10月20日(月)～22日(水)の期間に審査を行う。審査会は書面での実施とし、(2)評価項目に沿って審査員が評価を行い、契約予定者を決定する。

(2) 評価項目(配点)

業務把握 (10点)	・本業務の内容を十分に理解しているか。
業務実績等 (10点)	・同種業務に係る実績があり、本業務を適切に執行するノウハウを有するか。
業務実施体制 (10点)	・必要な人員を確保するなど、適正な運用体制をとり、本業務を正確かつ迅速に実施できる体制が提案されているか。
スケジュール (10点)	・早期に事業実施体制が整い、円滑な遂行が可能か。 ・年度内に事業を完了できるよう、妥当なスケジュールが提案されているか。
事業内容の適正化／ 効果の最大化 (30点)	・支援対象となる県内事業者の選定手法は適正か。 ・海外旅行会社へのセールス活動は、より効果のある提案か。 ・助成金事務局に関して、円滑に執行できる体制が整っているか。
提案内容の適格性 (10点)	・業務の手順・手法が適当で実現性があるか。
経費見積金額 (10点)	・経費節減が図られ、内容に鑑み適正なものになっているか。

創意工夫・独自提案 (10点)	・本業務の実施にあたり、効果的・効率的に実施するための工夫が見られるか。 ・事業効果をあげるため、独自の提案が見られるか。 ※独自提案も本事業の委託経費に含むものとする。
----------------------------	--

(3) ヒアリング

必要と認めるときは、電話またはウェブ面談によりヒアリングを実施する場合がある。
また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 契約予定者の決定と結果の通知

最も高い評価を受けた企画提案者を契約予定者として決定する。審査結果は、審査終了後に企画提案書提出者全員に電子メールにて通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

(5) 決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。

ア 企画提案者が参加資格を有すると偽った場合

イ 企画提案書等の提出後、参加資格を失うこととなった場合

ウ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

1.1 契約方法等

(1) 企画提案者は、企画提案書等を提出する。

(2) 県は企画提案書等の内容を審査した上で契約予定者を決定する。

(3) 契約予定者と県との間で、企画提案書等を踏まえて委託内容や経費等について調整を行う。

(4) 契約予定者は、(3)の調整結果に基づき、福井県が指定する期日までに契約に向けた見積書を提出する。

(5) 見積書の内容を精査の上、福井県と契約予定者間で随意契約により契約を締結する。

1.2 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合は契約を解除することができる。

ア 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合

イ 業務遂行にあたって受託者に重大な瑕疵があった場合

ウ 受託者に事業遂行の意思が認められない場合

エ 受託者に業務遂行能力がないと認められる場合

オ その他、契約を継続するに堪えない事情がある場合

1.3 その他

(1) 参加に際して必要となる経費はすべて企画提案者の負担とする。

(2) 書類等の作成および契約に用いる言語、通貨および単位は、日本語、日本円、日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。なお、為替変動による契約金額の変更は行わない。

(3) 企画提案書等を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡し、書面にて申し出ること。

1.4 本件の問合せ先

〒910-0004

福井市宝永2丁目4-10 福井県宝永分庁舎2階

福井県交流文化部インバウンド交流課 担当：斉藤、谷嶋、牧野

電話：0776-20-0546

電子メール：inbound@pref.fukui.lg.jp